

東金・九十九里波乗りハーフマラソンおもてなし店舗募集要項第4条第2項第5号に定める地域について

東金・九十九里波乗りハーフマラソンおもてなし店舗募集要項第4条第2項第5号に定める地域は、下記の通りとする。

- (1)JR 東金線東金駅を中心としておよそ半径300メートルの範囲内の地域
- (2)大会に参加するランナー等の利用が見込める地域

附 則

(施行期日)

- 1 この指定は、令和5年12月6日から施行する。